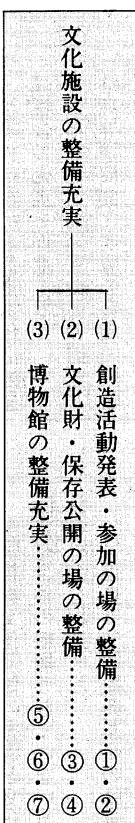


(8) 史跡の整備促進

県内に存在する歴史的、学術的価値の高い史跡を長期的計画に基づいて調査するとともに、史跡の全体的な保存という観点に立って整備を促進する。

(9) 文化財愛護の推進

第3節 文化施設
第1項 施策の概要

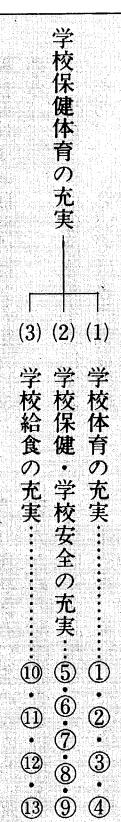


- (10) 文化財公開の推進
もに、公開の機会の拡充に努める。

各種の広報媒体の活用や各地域における学習会等を通して、文化財に対する県民の理解と愛護精神の高揚に努める。

V 保健体育・スポーツ

第1節 学校保健体育
第1項 施策の体系



- (1) 市町村立文化会館の整備促進
地域における文化活動の場の整備を図るため、広域市町村圏を単位とする文化会館の整備を促進する。
- (2) 県文化センターの整備充実
ア 県文化センターの施設・設備について、年次計画に基づき改善充実に努める。
- イ 文化情報の収集・提供など県文化センターの機能の充実に努める。
- （3）市町村立歴史民俗資料館の整備促進
文化財の保存・公開の場の整備を図るために、市町村立歴史民俗資料館の整備を促進する。
- （4）県埋蔵文化財センターの設置についての検討
博物館資料の収集と調査研究を計
- (5) 博物館の整備促進
ア 广域市町村圏を単位とする博物館の整備を促進するとともに、既存施設については、収集・展示等内容を充実するよう指導に当たる。
- ウ スポーツテストにおける全国と県平均の比較から、特に下回っている運動能力の向上に努める。
- エ クラブ活動や部活動を通して体力づくりを積極的に推進するとともに、市町村の指導に当たる。
- オ 児童生徒の発育・発達段階に応じた体力・運動能力の育成を図るために、市町村の指導に当たる。
- （6）県立美術館の整備充実
ア 美術作品の収集と調査研究を計画的に推進し、常設展・企画展の充実を図るとともに、教育普及活動などを充実に努める。
- イ 文化振興の中心施設としての機能の充実に努める。
- （7）県立博物館の整備充実
博物館資料の収集と調査研究を計

目的に推進し、常設展・企画展等の展示内容の充実に努める。また、教育の機能の充実に努める。

育普及活動の充実と博物館資料の情報センター、保存科学センターとしての機能の充実に努める。